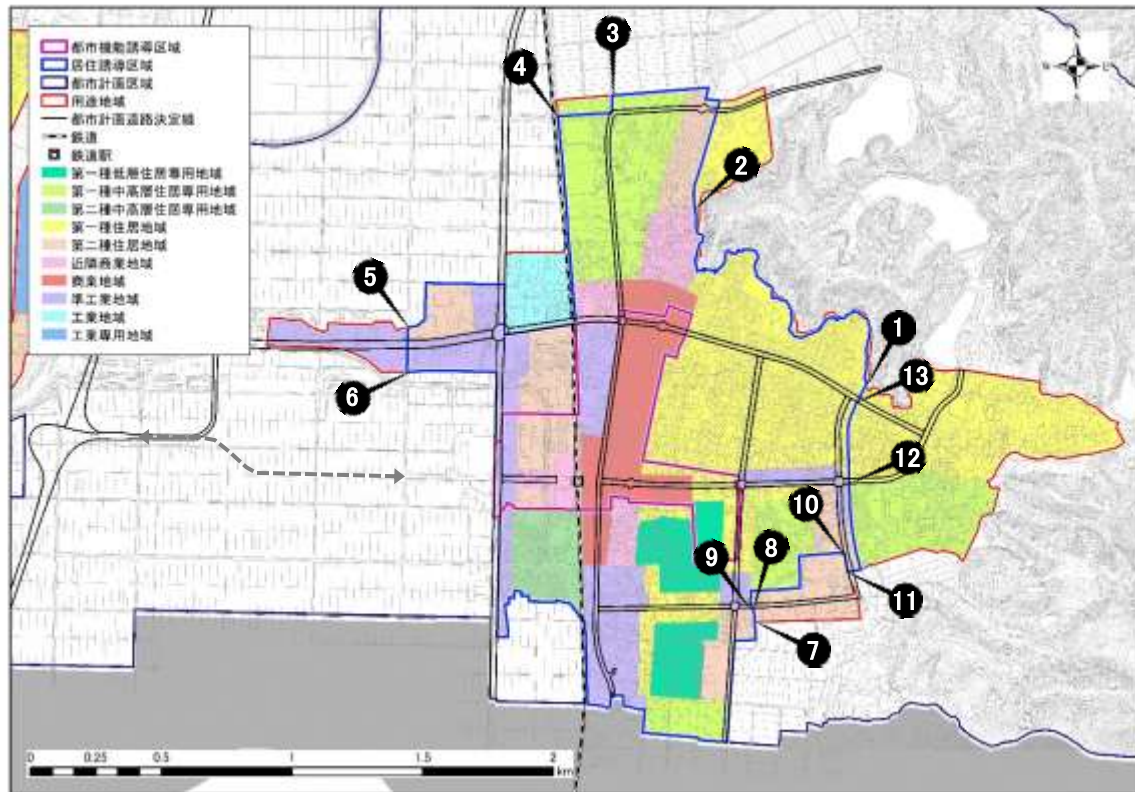


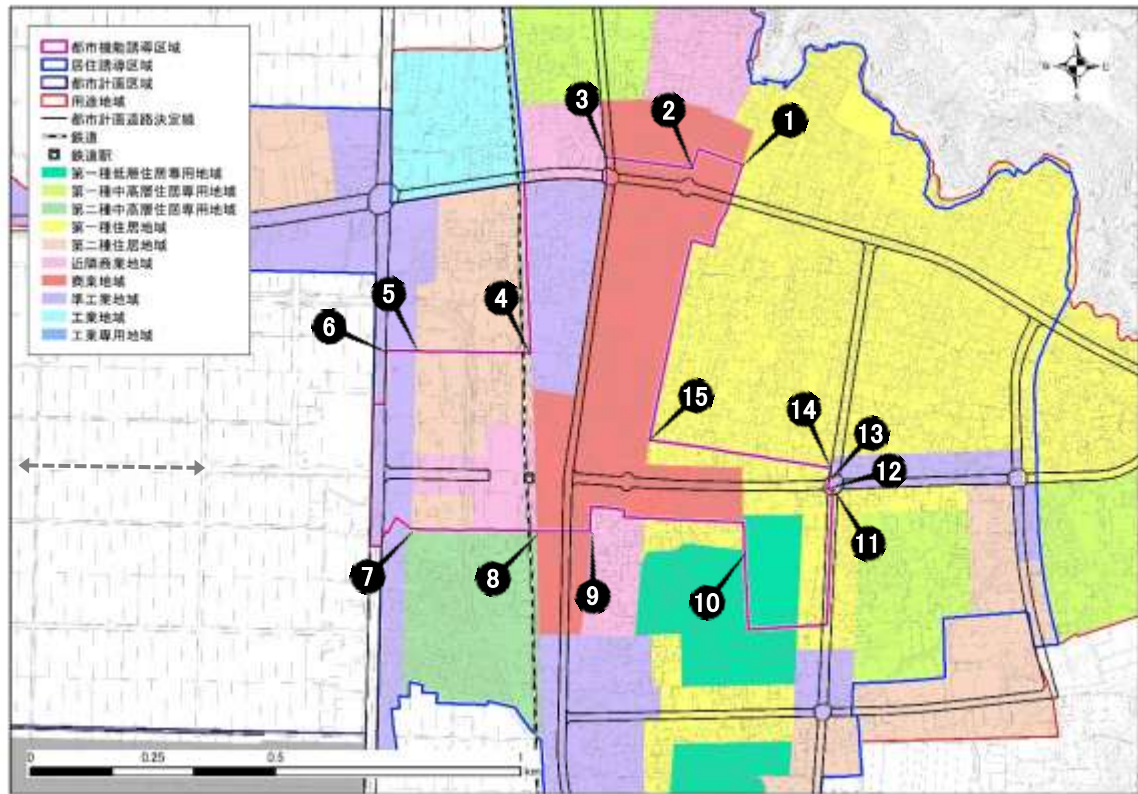
## ■ 居住誘導区域



## ■ 居住誘導区域の区域界

番号	境界の考え方
1 - 2	⇒用途地域を境界とする。ただし、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は除く。
2 - 3	⇒用途地域を境界とする。
3 - 4	⇒道路中心線を境界とする（公共下水道の未整備区域を除く）。
4 - 5	⇒用途地域を境界とする。
5 - 6	⇒道路中心線を境界とする。
6 - 7	⇒用途地域を境界とする。
7 - 8	⇒敷地境界を境界とする。
8 - 9	⇒道路端を境界とする。
9 - 10	⇒用途地域を境界とする。
10 - 11	⇒道路端を境界とする。
11 - 12	⇒用途地域を境界とする。
12 - 13	⇒都市計画道路の決定線（中心線）から30mを境界とする（沿道系用途地域の指定方法に準じる）。
13 - 1	⇒都市計画道路の決定線（中心線）の見通し線から30mを境界とする（沿道系用途地域の指定方法に準じる）。

## 都市機能誘導区域



## 都市機能誘導区域の区域界

番号	境界の考え方
1 - 2	⇒道路中心線を境界とする。
2 - 3	⇒見通し線を境界とする。
3 - 4	⇒用途地域を境界とする。
4 - 5	⇒道路中心線を境界とする。
5 - 6	⇒見通し線を境界とする。
6 - 7	⇒駅西地区地区計画の地区界を境界とする。
7 - 8	⇒用途地域を境界とする。
8 - 9	⇒見通し線を境界とする。
9 - 10	⇒用途地域を境界とする。
10 - 11	⇒道路中心線を境界とする。
11 - 12	⇒道路中心線の端点から道路境界への見通し線を境界とする。
12 - 13	⇒見通し線を境界とする。
13 - 14	⇒道路端を境界とする。
14 - 15	⇒道路中心線を境界とする。
15 - 1	⇒用途地域を境界とする。